

設例でみる

「資産の使用の支配」に関する
リースの識別の判断の要点

【この章のエッセンス】

●リースを識別する際の要件の1つである「資産の使用を支配する権利の移転」に関する具体的判断は、資産の使用から生じる経済的利益を享受する権利および当該資産の使用方法に関する指図権の有無に基づき行われる。

●これらの状況は、資産の性質および契約の条件に応じて異なるため、個々の契約ごとに検討する必要がある。

判断要件

資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかは、顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じ

て、資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し(適用指針5項(1)参照)、かつ、資産の使用を指図する権利を有する(適用指針5項(2)参照)かどうかで判断する。

また、顧客が資産の使用を指図する権利を有するかどうかは、資産の使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る意思決定を考慮し、次のいずれかに該当するかどうかで判断する。

- (1) 顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している場合(適用指針8項(1)参照)。
- (2) 使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係

る決定が事前になされている場合に、(i)顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているか、または、(ii)資産の設計を行っている場合(適用指針8項(2)参照)。

設例

資産の使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る意思決定については、資産の性質および契約の条件に応じて契約によって異なるため、前述した新リース会計基準が定める要件の充足状況について個々の契約ごとに検討する必要がある。

新リース会計基準では、ネットワーク・サービス契約(適用指針設例5)(図表10)および電力購入契約

(適用指針設例6)(図表11)の2つの設例を定め、資産の使用を「支配」する権利が移転しているかどうかの判断過程を示している。第1章で述べたとおり、契約にリースが含まれるか否かは「特定された資産」と「支配」の2要件が満たされているか否かが重要となることから、資産の使用を「支配」する権利が顧客へ移転している場合、もう一方の要件である「特定された資産」の要件が満たされる限りにおいて、契約にリースが含まれると判断されることになる。これら2つの設例の概要は以下のとおりである。

なお、第2章でも述べたとおり、これらの各設例に示されている会計処理は、具体的な会計処理や開示の実務を行うための手掛かりを与えるための例示であるとされている。そのため、各企業のリースの実情等に応じ、以下に例示されていない会計処理も適当と判断される場合があることに留意する必要がある旨の記載が設例の前に置かれている。

(1) ネットワーク・サービス契約
(適用指針設例5)

本設例(図表10)では、サブライヤーが新たに設置したサーバーを対